

教育職員免許状の再交付手続について

1 提出書類等

(1) 教育職員免許状再交付願（別紙様式）

記入の際に、免許状授与年月日、授与種別番号等が分からない場合は、分からない箇所は空欄のままにしてください。その際には、余白に卒業大学、学部、学科及び卒業年月日を鉛筆書きで記入しておいてください。

※電話番号は、日中連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

(2) 理由書（別紙様式）

教育職員免許状を再交付を行う原因（紛失等）に応じて、理由書（紛失用）又は理由書（破損用）に具体的に紛失等の理由を記入してください。

(3) 免許状原本（免許状の破損により再交付手続を行う方のみ）

(4) 宣誓書（別紙様式）

(5) 戸籍抄本（取得後3か月以内のもの）

婚姻等により本籍地の都道府県や氏名が変更になった方のうち、免許状の書換を行っていない方については、戸籍抄本を提出してください。

免許状に記載されている氏名・本籍地から現在の氏名・本籍地までの経緯が、戸籍抄本だけでは確認できない場合、改製原戸籍抄本や除籍抄本等も必要になります。

なお、戸籍抄本等を提出した場合でも、再交付される免許状は、旧氏名・旧本籍地が記載された免許状となります。現在の氏名・本籍地が記載された免許状が必要な場合は、書換手続も併せて行ってください。

(6) 手数料

再交付する免許状1枚につき1,100円分の徳島県収入証紙を再交付願の所定の欄に貼付してください。

- 注意** 1 徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島大正銀行等で購入できます。
2 徳島県収入証紙は、重ならないように貼付し、消印はしないでください。
3 収入印紙では受理できません。
4 徳島県収入証紙が入手できない場合に限り、郵便局の普通為替又は定額小為替（受取人欄空白）でも構いません。

(7) 返信用封筒

再交付された免許状は郵送するため、180円切手を貼付し宛先を明記した角2型（A4版）を上記書類とともに提出してください。

なお、郵便事情により免許状に多少の折り目等がつく場合もあります。免許状の効力等には影響ありませんが、心配な方はA4サイズの厚紙を同封してください。

注意 書留による郵送を希望する場合は、180円切手に加えて書留に必要な切手を貼付してください。

2 留意事項

(1) 徳島県教育委員会から授与した免許状以外は再交付できません。

(2) 毎月、20日までに申請を受理した場合は、翌月の中旬頃に免許状を発送します

(3) 郵送で提出する場合は、封筒表紙に「教育職員免許状再交付願書類在中」と朱書してください。

3 提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会教職員課 教員免許担当（TEL 088-621-3128）